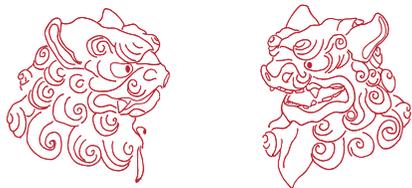


子どもは、未来を担う「社会の宝」であり、無限の可能性があります。そして、成長の途中にあり成長発達する権利を持っています。

大人には、子どもの成長発達を支える責任があります。子どもが周りの大人たちに支えられることなしに自分一人で生きていくことは、とても難しいことです。

しかし、この社会には、居場所がない子どもたちがいます。

私たちは、居場所のない子どもたちに、安心して過ごせる場所を用意し、傷ついた子どもたちが新たなスタートラインに立つまでのケアと準備を行います。子どもを支援するための「大きな輪」を作り、その中心にいる一人ひとりが、明るい未来を迎えることができるよう歩んでいきます。



NPO法人子どもシェルターおきなわ

## ● ご支援のお願い ●

子どもシェルターにおける子どもたちの生活や運営のための経費は、公的援助だけでなく、皆様のご支援で支えられています。ぜひとも「支援の輪」につながっていただき、私たちの活動を支えてください。

## ● ご支援の方法 ●

①会員になる（年会費）

正会員 個人 5,000円

団体 10,000円

賛助会員 個人 2,000円（1口）

団体 10,000円（1口）

②寄付をする

金額に関わりなく大歓迎です。お寄せいただいたご寄付は、子どもたちのために使わせていただきます。

【会費・ご寄付はこちらまで】

口座名義人「NPO法人子どもシェルターおきなわ」

沖縄銀行 二中前出張所 普通 口座番号 1442426

琉球銀行 樋川支店 普通 口座番号 344192

沖縄海邦銀行 松尾支店 普通 口座番号 0890107

③ボランティアとして参加する

子どもたちの生活のサポート、シェルター退所に向けた支援、レクリエーションや学習支援、広報活動等、可能な形でご参加ください。

## NPO法人 子どもシェルターおきなわ

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目10番3号

泉崎つねビル303号 美ら島法律事務所内

TEL 098-836-6363 FAX098-836-6364

E-mail : kodomo@shelter.okinawa

the best interests of the child.

子どもが、子どもとして生きることのできる場所

子どもシェルターおきなわ



KODOMO SHELTER OKINAWA

TEL.098-836-6363

（平日9時～16時）

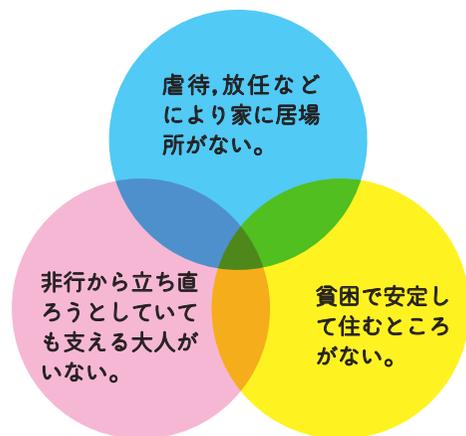
NPO法人子どもシェルターおきなわ

## 「子どもシェルターおきなわ」とは

虐待、非行、貧困その他の理由により居場所を失った子どもに安心して暮らせる場所を提供し、子どもに寄り添いながら子どもを支援することにより、子どもたちの成長発達をの権利を擁護することを目的としています。

### ● こんな子どもの居場所です ●

おおむね15歳から20歳までの  
女の子を対象としています。



その他、さまざまな原因で居場所が無くなってしまった。

### ● どんどこ…? ●

居場所のない子どものための緊急避難場所です。子どもシェルターの場所は非公開です。安全の確保された場所で、スタッフやボランティアと一緒にふつうの生活を送ります。次の生活場所が確保できるまでゆっくりと過ごしてもらいます。子ども一人ひとりに担当の弁護士がつき、子どもが抱えている問題に対応します。医療、心理、福祉、教育、就労などさまざまな関係機関と連携し、子どもたちが自立に向けて進み出す手助けをします。

## ● 利用の流れ ●

### ① お電話ください

子ども本人でも、まわりの大人でも OK

098-836-6363 (平日9時~16時)



### ② 入居まで……

一人ひとりに弁護士がつきます

面談により詳しい事情をうかがいます。子どもには子ども担当弁護士がつきます(無料)。



### ③ シェルターでの生活

生活費の心配はいりません

安全な場所でスタッフ、ボランティアとゆっくり暮らします。たくさんの大人が子どもを支えます。入居期間の目安は、2週間~2か月程度です。



### ④ つぎの場所へ

自分の場所を見つけよう!

スタッフと共に次の居場所を探します。  
(家庭復帰、他の施設、住み込み就職等)

## ● Q&A ●

Q: シェルター入るのに費用は必要?

A: いいえ。一切の費用負担はありません。生活費用、弁護士や専門家の支援を無料で受けることができます。

Q: シェルターの生活は?

A: まずはゆっくり休んで下さい。それぞれの居室や共有スペースで過ごしたり、スタッフ、ボランティア、他の子どもと話したり、食事をしたり、テレビを見たりして過ごします。希望に応じて、学習、スポーツ、レクリエーションなど余暇を過ごしてもらいます。

Q: シェルターに規則はありますか?

A: シェルターは、家庭などから避難してくる子どもを守る場所なので、「子どもシェルター」の場所は非公開です。携帯や通信機器の使用、外出には制限があります。

## ● NPO法人子どもシェルターおきなわ役員 ●

理事長

横江 崇(弁護士)

副理事長

松本 啓太(弁護士)

理事

加藤 彰彦(元沖縄大学学長)

仲渡 尚史(NGOスタッフ) 山内 優子(大学講師)

天野 聖子(弁護士) 佐々木 尚美(医師)

久米 雅史(弁護士) 小淵 真史(弁護士)

横井 理人(弁護士) 末松 実紗(弁護士)

監事

畑 知成(弁護士)